

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5年 5月 9日

和歌山市長 様

提出者 〒641-0054

住 所 和歌山市塩屋6丁目2番70号

氏 名 医療法人 曙会 和歌浦中央病院

理事長 山本 好信

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 073-444-1600

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	和歌浦中央病院
事業場の所在地	和歌山市塩屋6丁目2番70号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療業/介護事業
② 事業の規模	病床数162床、介護老人保健施設 和歌川苑(入所定員100名)
③ 従業員数	231人(うち医師15名)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	処理業務委託:収集運搬・処分(焼却)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項						
(管理体制図)						
別紙の通り						
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項						
①現状	【前年度（令和4年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物				
	排出量	137.97 t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙の通り					
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物				
	排出量	120 t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) コロナにより感染性廃棄物が増えてます。今後5類に引き下げられた事により感染性廃棄物の減少が見込まれます。					
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項						
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 図2 (廃棄物分類表) の通り					
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状での取り組みを維持する。					

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項						
①現状	【前年度（令和4年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)					
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項						
①現状	【前年度（令和4年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)						
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組)						

## (第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項						
①現状	【前年度（令和4年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)					
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
①現状	【前年度（令和4年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物				
	全処理委託量	137.97 t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	137.97 t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)					

②計画	<b>【目標】</b>					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物				
	全処理委託量	120 t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	120 t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組)						
これまでの取り組みを継続し、適正な処理委託を行う。						
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和4年度）実績】</b>					
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)			137.97 t		
(今後実施する予定の取組等)						
令和2年4月より電子マニフェストによる特別管理産業時廃棄物の処理を行う。						
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

## 特別管理産業廃棄物の処理計画

### (1) 事業の概要

#### ① 事業名

医療法人 曙会 和歌浦中央病院

・ 資本金

1,300,000円

・ 職員数

231名

・ ベッド数

162床

#### ② 病院の概要

- ・ 15の診療科目があり、外来、3病棟、看護部、薬剤部、事務局などから構成されている。

・ 事業展望

地域の人々に対して、治療からリハビリテーションに至る医療を一貫して行い、健康診断や人間ドック業務へのサービスにも力を入れている。

#### ③ 廃棄物発生フロー図

図1を参照

#### ④ 連絡先

総括責任者 医療法人 曙会 和歌浦中央病院

理事長・院長

電話番号 073 (444) 1600

担当者

総務課

電話番号 073 (444) 1600

## ⑤ 計画期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日までとする。

## ⑥ 基本的事項

1. 特別管理産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに、行政の環境政策にも積極的に協力する。
2. 発生した特別管理産業廃棄物は、処理業者に委託し、運搬から処分に至るまで確認して的確に管理する。( マニフェストの確認 )
3. 最終処分量の削減、数値目標及びその達成時期を定め実施する。また、これら処分に関する目標及び計画は、定期的に必要な見直しを行う。

### (2) 特別管理廃棄物の現状

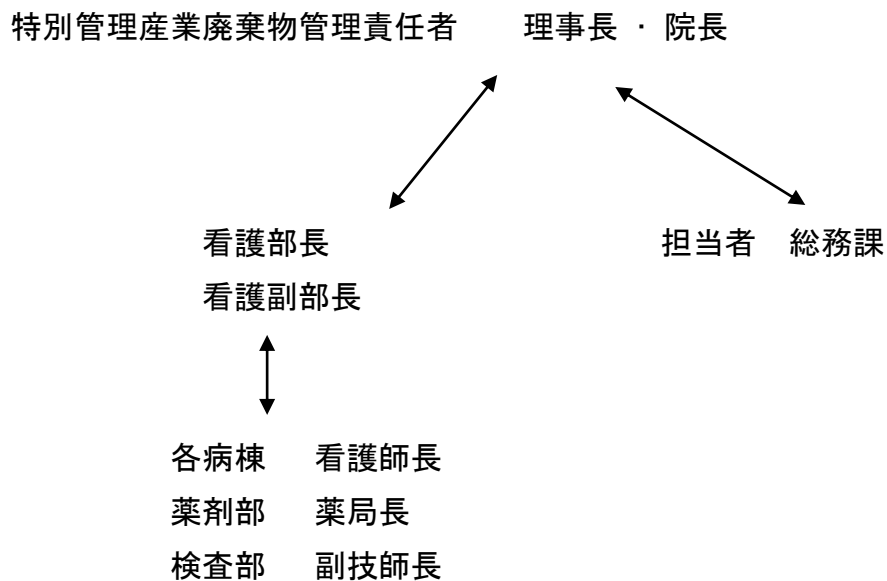
当院から発生する特別管理産業廃棄物は、外来各病棟、手術室等から医療行為により発生する感染性産業廃棄物である。それは、注射針、メス、シャーレ、手術用の手袋、汚染物が付着した廃プラスチック類、ガーゼ類である。これらは、各部所で性状に応じて色分けしたバイオハザードマークが標された容器に分別し(図2)、満杯になり次第、職員が施設内の保管場所へ収集する。その後、毎週火・金曜日に委託業者が回収する。

### (3) 目標の設定

当院は患者への医療行為を行う事業所であり、院内感染を防止するという当院の趣旨から、感染性廃棄物の再利用は不可能であり、前述趣旨により増加傾向にある。これに対して感染性廃棄物の適正処理を図るため、当院では、院内感染予防対策委員会やリンクナース会議を定期的に開催し、感染性廃棄物が極力発生しないように医療製品や材料の購入を検討して削減に努めている。



(4) 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制及び教育・研修・情報公開について



教育・研修・情報公開については、毎月第4火曜日の所属長会議及び毎月第3水曜日の看護師長会において、今月の特別管理産業廃棄物の排出量について報告し、各職員に現状を知ってもらい、削減する為の協力を要請しています。

また、毎月第2金曜日及び第3金曜日において、それぞれ、院内感染防止対策委員会及びICT会議を開催し、医療製品、材料の購入について検討し、特別管理産業廃棄物を削減する為に、どのような手段が有効であるかについて討議している。

図1

特別管理産業廃棄物発生量

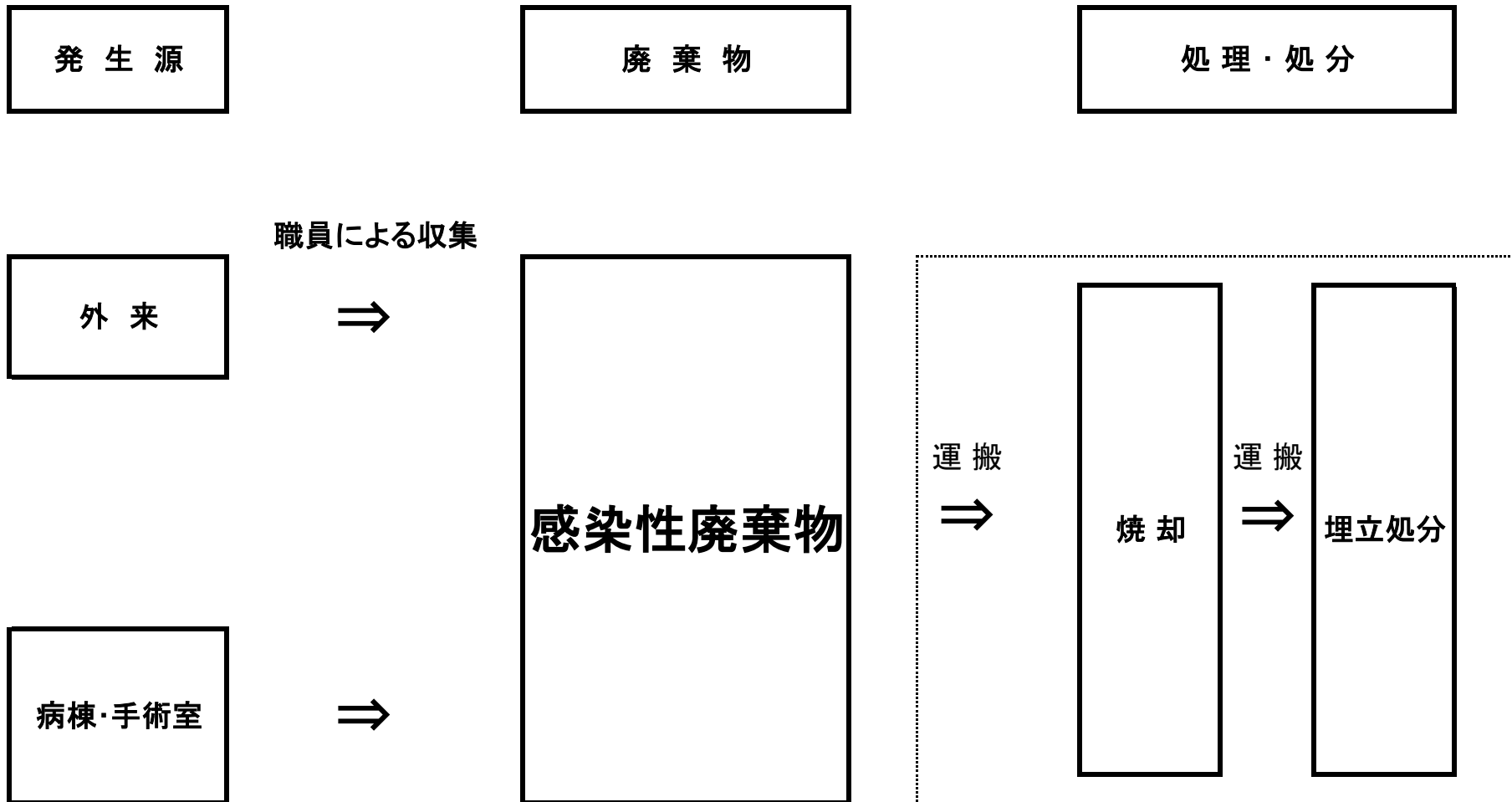


直接委託及び自己  
処理後委託処分量

図2 廃棄物分類表

血液、血清、体液	感染性廃棄物専用容器	赤 色
注射針、メス、 点滴セット、シャーレ	感染性廃棄物専用容器	黄 色
紙オムツ、ガーゼ、 廃プラスチック、手袋	感染性廃棄物専用容器	橙 色

図3



⇒ 廃棄物の流れ

----- 委託処理部門の範囲